報告第３３号

専決処分について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１１月２６日提出

江別市長　後　藤　好　人

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、平成５年３月２６日議会の議決により指定された市の義務に属する損害賠償の額について、次のとおり専決処分する。

令和８年１０月２９日

江別市長　後　藤　好　人

記

１　賠償の理由　　令和８年９月９日午前９時１０分頃、江別市工栄町１４番地２の地先で発生した交通事故（物的損害）の損害賠償

２　賠償の金額　　４６８，０４２円

３　賠償の相手方　　江別市工栄町１３番地３
八光砂利　株式会社
代表取締役　鈴木　哲